

令和 8 年度 幼稚園・保育施設等利用案内

本案内には、子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等を利用するために必要な認定の申請や利用申込から利用開始後についての重要な事項を記載しています。本案内をよく御確認の上、申請をしてください。



保育施設等の入所可能状況の確認や入所希望施設の変更手続きができます！

高松市ホームページでは、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育事業の入所可能状況の見込みについて公表しています。
翌月の入所可能状況を、毎月 1 日に更新しています。

[利用申込後の希望先変更もこちらから→](#)



たかまつらっこの情報が閲覧できます！

らっこネットは、高松で子育てをする人のための総合情報サイトです。



▼ 保育施設等一覧 ▼



「子育て県 かがわ」
情報発信サイト Colorful

▼ 市立幼稚園一覧 ▼



高松市こども保育教育課
※認定こども園（教育部分）については、保育施設等一覧を御覧ください。

▼ 私立幼稚園一覧 ▼



香川県私立幼稚園連盟
※認定こども園（幼稚園型）については、こちらからも御覧いただけます。

- 目 次 -

1 子どもを預けたいとき	P.2
(1) 幼稚園等・保育施設等の概要	
2 幼稚園等・保育施設等を利用するためには	P.3-6
(1) 教育・保育給付認定	(4) 保育必要量（保育が必要な時間）の認定
(2) 教育・保育給付認定区分	(2号認定・3号認定)
(3) 教育・保育給付認定の要件と有効期間	
3 保育施設等の利用申込	P.7-13
(1) 入所できる期間の留意点	(3) 認定申請・利用申込に必要な書類
(2) 認定申請・利用申込受付期間	
4 保育施設等利用調整	P.14
(1) 利用調整・入所の承諾	(2) 保育施設等利用調整基準
5 保育施設等を利用するに当たっての注意事項	P.15-16
6 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続	P.17-18
7 現況届	P.18
8 保育施設等の転所・退所	P.18-19
(1) 保育施設等の転所	(2) 保育施設等の退所
9 利用者負担額（保育料）	P.20-23
(1) 利用者負担額の概要	(4) 3歳児クラス以上の子どもの利用者負担額
(2) 利用者負担額の納入	(5) 2歳児クラス以下の子どもの利用者負担額
(3) 利用者負担額の減免	
10 保育施設等の給食	P.24-25
(1) 保育施設等における食物アレルギー対応	(3) 3歳児クラス以上の子どもの給食費（主食費・副食費）
(2) 保育施設等で食物アレルギー対応が必要な場合の入所までの流れ	
11 幼稚園等の利用申込	P.26-30
(1) 私立・国立の幼稚園等の利用申込	(4) 市立幼稚園等の年度途中の利用申込
(2) 市立幼稚園の4月1日入園の利用申込	(5) 市立幼稚園（国分寺南部幼稚園）における満3歳児の受入れ
(3) 市立認定こども園（教育部分）の4月1日入園の利用申込	(6) 預かり保育の利用を希望する場合
12 入園決定後の手続等（新制度に移行している幼稚園等）	P.31-32
(1) 教育・保育給付認定（1号認定）申請	(3) 給食費の納入等
(2) 教育・保育給付認定の変更申請	
13 入園決定後の手続等（新制度に移行していない幼稚園）	P.33-34
(1) 施設等利用給付認定申請	(2) 給食費の納入等
14 施設等利用給付認定	P.35-40
(1) 施設等利用給付認定	(5) 認定申請に必要な書類
(2) 施設等利用給付認定申請の対象者	(6) 施設等利用給付認定申請書の提出先
(3) 施設等利用給付認定区分	(7) 施設等利用給付認定後の手続
(4) 施設等利用給付認定の有効期間	
15 預かり保育等の無償化	P.41-46
(1) 無償化対象者	(4) 算定例
(2) 無償化対象施設等	(5) 特定子ども・子育て支援施設等一覧
(3) 請求方法	(令和7年9月1日現在)
16 よくある質問	P.47-49
(1) 教育・保育給付認定に関すること	(5) 認定こども園に関すること
(2) 利用者負担額（保育料）に関すること	(6) 利用調整に関すること
(3) 利用者負担額（授業料）に関すること	(7) 里帰り出産について（保育施設等を広域利用する場合）
(4) 保育施設等の利用申込みに関すること	(8) 里帰り出産について（幼稚園等を広域利用する場合）
17 認可施設位置図	P.50-52
18 認可施設一覧	P.53-66
19 申請書等記入例	P.67-72
(1) 高松市教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定）兼保育施設等入所申込書【認可の保育所・認定こども園・小規模保育施設等】	
(2) 高松市教育・保育給付認定申請書（1号認定）【新制度に移行している幼稚園・認定こども園（教育部分）】	
(3) 入園（入所）申込書【市立幼稚園・認定こども園（教育部分）】	
(4) 施設等利用給付認定申請書兼現況届	

1 子どもを預けたいとき

子どもを預ける施設には、幼稚園等と保育施設等があります。

家庭の状況等によって、利用施設が変わります。次の「（１）幼稚園等・保育施設等の概要」を御覧いただき、利用する施設を御検討ください。

なお、いずれの施設を利用する場合でも、大切なお子さんが過ごす施設になりますので、事前に希望施設をお子さんと一緒に見学していただくことをお勧めします。

- ※ 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます（以下同じ。）。
- ※ 「保育施設等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）をいいます（以下同じ。）。

（１）幼稚園等・保育施設等の概要



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施

利用できる保護者

制限なし



教育と保育を一体的に行う施設

- ・幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・保護者が働けなくなったなどの理由により、保育を必要としなくなった場合でも、通い慣れた園を継続して利用することが可能です。
- ・子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの御家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設

利用時間

夕方までの保育のほか、保育所により延長保育を実施

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者



保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業

- ① 家庭的保育：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
- ② 小規模保育：少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ③ 事業所内保育：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
- ④ 居宅訪問型保育：障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※ ①家庭的保育及び④居宅訪問型保育については、高松市では実施しておりません。

2 幼稚園等・保育施設等を利用するためには

(1) 教育・保育給付認定

「教育・保育給付認定」とは、小学校就学前の子どもをもつ保護者に、保護者の希望や必要に応じた教育・保育を提供するため、保育の必要性等を市が認定するものです。

幼稚園（＊）や保育所、認定こども園、地域型保育事業（給付対象施設）の利用を希望する場合、利用申込にあわせて、「教育・保育給付認定」の申請が必要です。

＊ 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を除きます。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は、「教育・保育給付認定」を受ける必要はありませんが、別途、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(2) 教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があり、教育・保育給付の利用を希望する子どもの年齢と保育の必要性の認定に応じた教育・保育給付認定証が交付されます。

年齢	保育の必要性	教育・保育給付認定区分		利用できる施設等
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
	あり	2号認定	保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育部分）
			保育短時間	
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育部分） ・地域型保育事業
			保育短時間	

※ 「保育を必要とする事由」に該当する方でも、幼稚園等の利用を希望される場合は、「1号認定」の申請が必要です。

(3) 教育・保育給付認定の要件と有効期間

- ◆ 次の要件に該当する場合、教育・保育給付認定を申請することができ、幼稚園等・保育施設等の利用（申込）をすることができます。

なお、1号認定の場合はイの要件、保育施設等の広域利用の場合はアの要件は不要です。

ア 利用希望日（2号・3号認定の場合は利用希望月の1日）時点で、小学校就学前の子ども及びその保護者が高松市に居住し、住民登録をしていること（＊）。

イ 就学前の子どもの保護者全員が、「保育を必要とする事由（4・5ページ参照）」のいずれかに該当し、その子どもを保育することができないと認められること。

＊ 転入予定者は、利用希望日（2号・3号認定の場合は利用希望月の1日）までに高松市に居住し、住民登録をしてください。なお、転入前の市区町村で教育・保育給付認定を受けている場合であっても、高松市で新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。

- ◆ 教育・保育給付認定（２号認定・３号認定）には有効期間があります。保育施設等を利用している場合は、有効期間が過ぎた時点で原則、退所となります。

退所後、再び、保育施設等の利用を希望する場合は、改めて「教育・保育給付認定申請」と「利用申込」が必要です。その際、教育・保育給付認定証が再度交付された場合でも、保育施設等の利用については、改めて他の申込者とともに利用調整しますので、これまでの保育施設等を継続的に利用できるとは限りません。

保育を必要とする事由に変更があった場合の手続については、１７ページを御覧ください。

※ 満３歳の年齢到達により３号認定から２号認定に切り替わりますが、申請の必要はありません。

▼ ２号認定・３号認定 ▼

保育を必要とする事由 ※ １		教育・保育給付認定の有効期間
① 就労	労働することを常態としているため、子どもの保育ができない場合 （１か月６４時間以上勤務していること。） ・フルタイム勤務のほか、パートタイム、夜間勤務など基本的に全ての就労形態が該当します。 ・居宅内での労働（自営業、在宅勤務等）を含みます。 ・無収入のボランティア活動等は、就労とは認められません。	[２号認定] 小学校就学前まで このうち、必要と認められる期間 [３号認定] 満３歳まで このうち、必要と認められる期間
② 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないため、子どもの保育ができない場合	出産予定日が属する月の２か月前（多胎妊娠の場合は４か月前）から出産後８週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③ 疾病・障がい	疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいを持っているため、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ
④ 介護・看護	同居又は長期間入院等をしている親族を、 <u>常時</u> 、介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合 （１か月６４時間以上介護又は看護を行っていること。）	①就労の有効期間と同じ
⑤ 災害復旧	火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ

⑥ 求職活動 ※2	求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合	入所日からその日の属する月の翌々月の末日まで（3か月）
⑦ 就学	就学（通信教育を除き、職業能力開発校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合 （1か月の就学時間が64時間以上であること。）	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで
⑧ 虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが保育施設等を利用しており、継続利用を希望している場合	既に保育施設等を利用している子どもについて、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで（ただし、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日が属する年度の初日の前日に教育・保育給付認定の子どもが5歳に達している場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで（*）となります。） * 育児休業を取得している期間（育児休業の期間の末日の属する月の末日）を限度とします。
⑩ その他、市長が上記の事由に類すると認める事由に該当すること。		市長が必要と認める期間

※1 保育を必要とする事由の変更により、期間が変更となる場合があります。

※2 保育施設等を利用している場合は、「妊娠・出産」の有効期間満了後は、「求職活動」に変更することはできません。このため、「求職活動」で引き続き入所を希望する場合は、改めて利用申込と教育・保育給付認定の申請が必要です。

▼ 1号認定 ▼

保育を必要とする事由	教育・保育給付認定の有効期間
必要なし	小学校就学前まで

※ 預かり保育等の利用を希望する方のうち、保育を必要とする事由に該当する方については、別途、施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を受けることにより、施設等利用給付費（預かり保育等の無償化）の対象となります。詳細は、41ページを御覧ください。

（４）保育必要量（保育が必要な時間）の認定（２号認定・３号認定）

保育を必要とする２号認定・３号認定の方は、「保育を必要とする事由」や保護者の就労状況等により、「保育標準時間（１日当たり最大１１時間）」又は「保育短時間（１日当たり最大８時間）」のいずれかに認定されます。

次のとおり、保育を必要とする事由により、「保育標準時間」又は「保育短時間」のどちらか１区分を申請していただきます。

【利用時間のイメージ】 （例）開所時間が７：００～１９：００の施設の場合

保育標準時間

保育を必要とする事由

- ・就労、就学、介護・看護に係る時間が月１２０時間以上
- ・妊娠・出産
- ・疾病・障がい
- ・災害復旧
- ・虐待・ＤＶ

保育短時間

保育を必要とする事由

- ・就労、就学、介護・看護に係る時間が月６４時間以上１２０時間未満
- ・求職活動
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している



- ◆ 「保育標準時間」の認定を受けられる要件がある方でも、「保育短時間」の利用を希望される場合は、「保育短時間」の認定を受けることができます。
- ◆ 認定は、１２ページで定める書類に基づいて行うため、必ずしも申請いただいた区分で認定がなされるとは限りません。
- ◆ 保護者のそれぞれが、いずれの保育を必要とする事由に該当するかを確認した上で、保育必要量が短い方を認定することが基本となります。

（例）父が就労（標準時間）、母が就労（短時間）の場合 → 保育短時間

父が就労（短時間）、母が妊娠・出産（標準時間）の場合 → 保育短時間



3 保育施設等の利用申込

(1) 入所できる期間の留意点

入所できる期間は、教育・保育給付認定証の有効期間、かつ、令和8年3月末までの保育の必要性が見込まれる期間です。御留意いただく主な事例は、次のとおりです。

事例	留意点
求職活動中	教育・保育給付認定の有効期限は最長3か月間ですので、その間に就労内定等を得られなかった場合は、原則、 退所となります 。その後入所を希望される方は、改めて教育・保育給付認定申請と利用申込の手続きをしていただき、 他の申込みの方とともに利用調整をします 。
妊娠・出産	原則として、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末をもって 退所となります 。 ただし、引き続き保育を必要とする事由（求職活動を除く。）に該当する場合は、継続して入所できる場合があります。 なお、継続して入所する場合は、お生まれになったお子さんの保育施設等への在籍等が必要です。
就労による入所後の出産で、母が退職した場合（出産前の職場には復帰しない場合）	退職後、妊娠・出産の事由に切り替わるため、原則として、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末をもって 退所となります 。 ただし、引き続き保育を必要とする事由（求職活動を除く。）に該当する場合は、継続して入所できる場合があります。 なお、継続して入所する場合は、お生まれになったお子さんの保育施設等への在籍等が必要です。
①就労による入所後に出産し、母が産後1年以内に職場復帰する場合 ②一度退職しても産後1年以内に元の職場に戻る場合	出産した子どもが1歳になる月の月末まで、継続的な入所が可能です。 ただし、児童福祉の観点より次年度に就学を控えている子どもについては、 育児休業を延長する場合（②については、復職を延期する場合）、当該年度末までの継続的な入所を認めます 。



(2) 認定申請・利用申込受付期間

令和8年4月1日から入所を希望する場合

一次受付期間 (受入れ可能状況 10/17(金)頃 HPに掲載予定)	令和7年11月4日(火)～11月21日(金) 17時 日曜日、祝日を除く。受付時間や土曜日の受付については、保育施設等へ相談してください。
一次受付場所	第1希望の保育施設等
家庭状況の聞き取り	【公立の保育施設等が第1希望の方】 利用申込等手続き時に、保育施設等の職員が家庭状況の聞き取りを行いますので、保育施設等と日程を調整して、申込児童と一緒に行ってください。 【私立の保育施設等が第1希望の方】 令和7年12月1日(月)～12月26日(金)の間の指定日に、第1希望の施設で、こども保育教育課の職員が聞き取りを行います。日程については、第1希望の保育施設等から連絡があります。

令和8年4月入所の申込については、第1希望先を変更することはできません。

もし、希望先を変更したい場合は、一次受付期間内であれば、提出済の利用申込等を取り下げ、新しい希望保育施設等へ一次受付期間内に利用申込等を行ってください。一次受付期間後の場合は、当初利用申込等を取り下げ、二次受付で利用申込等を行ってください。

二次受付期間 (受入れ可能状況 12/15(月)頃 HPに掲載予定)	※ 一次受付期間内に利用申込等をしていた方より、優先度が下がります。 令和7年11月25日(火)～令和8年1月19日(月) 土・日曜日、祝日を除く、8時30分～17時
二次受付場所	こども保育教育課、各総合センター、各支所
家庭状況の聞き取り	利用申込等手続き時に、職員が家庭状況の聞き取りを行いますので、申込児童と一緒にお願いします。

一次受付期間に利用申込等ができなかった方で、令和8年4月利用申込を希望する方については、二次受付期間内に手続きを行ってください。

※ 三次受付対象者は次の①②に該当する方のみ

三次受付期間 (受入れ可能状況 2/19(木)頃 HPに掲載予定)	※ 受入れが可能な保育施設等のみ利用調整を行います。 令和8年1月20日(火)～令和8年2月27日(金) 土・日曜日、祝日を除く、8時30分～17時
三次受付場所	
家庭状況の聞き取り	二次受付と同様です。

- ① 急きょ転入が決まった方(令和8年1月20日から同年4月1日までに転入する方)で、令和8年4月利用申込を希望する方
- ② 一次及び二次受付期間に利用申込等をし、利用調整の結果、入所内定しなかった方で、希望先を変更し、又は追加し、再度、令和8年4月入所選考を希望される方。この場合は、「入所保留通知書」と一緒にお送りする「再選考依頼書」を、三次受付期間内に提出してください。

令和 8 年 4 月利用申込から利用開始までの流れ

一次受付

【受付期間】 令和 7 年 1 1 月 4 日(火)～令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金) 1 7 時

※ 日曜日、祝日を除く。土曜日は保育施設等へ相談。

【受付場所】 第 1 希望の保育施設等

二次受付

【受付期間】 令和 7 年 1 1 月 2 5 日(火)

～令和 8 年 1 月 1 9 日(月)

※ 土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分～17 時

【受付場所】 こども保育教育課、各総合センター、各支所

認定審査+利用調整

利用調整結果発表

【通知時期】 令和 8 年 2 月 1 0 日頃 (予定)

【通知方法】 御自宅に郵送 (電話ではお答えできません。)

入所内定

入所保留 (待機)

- ・ 入所保留の場合は、令和 8 年度中 (教育・保育給付認定有効期間内) は、5 月以降の利用調整の対象となります (求職活動中の場合は、取下申立書の提出があるまで利用調整を行います。)
- ・ 再度、受け入れ可能な保育施設等で、令和 8 年 4 月入所選考を希望される場合は、令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) までに「再選考依頼書」を提出してください。

三次受付 ※ 対象者限定 (P 8 参照)

【受付期間】 令和 8 年 1 月 2 0 日 (火)

～令和 8 年 2 月 2 7 日 (金)

※ 土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分～17 時

【受付場所】 こども保育教育課

認定審査 +利用調整

入所内定

令和 8 年 3 月 1 7 日 (火)
電話及び書面郵送

入所保留 (待機)

- ・ 入所保留の場合は、令和 8 年度中 (教育・保育給付認定有効期間内) は、5 月以降の利用調整の対象となります (求職活動中の場合は、取下申立書の提出があるまで利用調整を行います。)
- ・ 要件変更等、当初申込時から変更がある場合は、毎月 1 2 日の 1 7 時 (1 2 日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の 1 7 時) までに、手続きをしてください。

施設での面談・健康診断

集団保育が可能であるか、各保育施設等が指定する病院にて健康診断を行います。

入所決定

集団保育が可能であると認められたら、入所が決定します。

※ 入所内定後のスケジュールについては、各施設により異なる場合があります。

令和8年5月以降に入所を希望する場合

5月～翌3月に 入所希望の 受付期間	令和8年3月23日（月）以降、入所希望月の前月12日まで ※ 12日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日まで。 土・日曜日、祝日を除く、8時30分～17時
受付場所	こども保育教育課、各総合センター、各支所
家庭状況の 聞き取り	利用申込等手続き時に、職員が家庭状況の聞き取りを行いますので、申込児童と一緒にお願いします。

年度途中（5月～翌3月）利用申込から利用開始までの流れ

認定申請+利用申込+家庭状況の聞き取り

- 【受付期間】 令和8年3月23日以降、入所希望月の前月12日まで
（8時30分～17時）
※ 12日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時まで。
※ 土・日曜日、祝日を除く。
- 【受付場所】 こども保育教育課、各総合センター、各支所
- ※家庭状況の聞き取りを行います。申込児童と一緒にお願いします。

認定審査+利用調整

利用調整結果発表

- 【通知日】 毎月20日
※ 20日が土・日曜日、祝日の場合は翌平日
- 【通知方法】
- ・入所内定の場合⇒発表日にお電話で御連絡します。
 - ・入所保留（待機）の場合⇒利用申込当初月のみ郵送で入所保留通知書を発送します。

入所内定

施設での面談・健康診断

集団保育が可能であるか、各保育施設等が指定する病院で健康診断を行います。

入所決定

集団保育が可能であると認められたら、入所が決定します。

※ 入所内定後のスケジュールについては、各施設により異なる場合があります。

入所保留（待機）

- ・ 当初月の入所保留通知以降は、入所が内定した場合のみ、御連絡します。
- ・ 希望月に入所できなかった場合、令和8年度中（教育・保育給付認定有効期間内）は、翌月以降の利用調整の対象となります（求職活動中の場合は、取下申立書の提出があるまで利用調整を行います）。
- ・ 毎月1日（1日が土・日曜日、祝日の場合は翌平日）に、翌月の空き状況が公開されます。
希望施設を変更する場合は、入所希望月の前月12日の17時（土・日曜日、祝日の場合はその前の平日の17時）までに、オンラインで手続きをしてください（17ページ参照）。

(3) 認定申請・利用申込に必要な書類

全ての方に提出が必要な書類

○「高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届兼入所申込書」

子ども1人につき1枚

○「マイナンバー提供書」

1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）。申請者についてのみ、次のA・Bいずれかの「マイナンバー確認書類」及び「身元確認書類」を提示（又は写しを提出）してください。

ただし、申請者以外の代理人が提出する場合は、代理人の「身元確認書類」も提示してください。

なお、申請者以外の代理人が提出する場合は、当該提供書裏面の委任状が必要です。

区分	マイナンバー確認書類	身元確認書類
A	マイナンバーカード（顔写真付き）	
B	住民票の写し（マイナンバー記載あり）、住民票記載事項証明書（マイナンバー記載あり）、マイナンバー通知カード（住所等が一致しているもの）のいずれか1点	【1点で良いもの】 顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳等） 【2点必要なもの】 公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書等

家庭状況により提出が必要な書類

① 該当する御家庭のみ必要な書類

子ども、保護者又は同居者（世帯分離している場合を含む。）が次の事柄に該当する場合は、別途、書類の提出が必要です（該当者1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚））。

対象となる事柄	提出書類
【2号認定・3号認定を希望する場合のみ】 小学校就学前の兄弟姉妹が※の施設を利用している場合	在籍証明書（市所定の様式） ※ 特別支援学校幼稚部（香川県中部支援学校幼稚部、香川県立聴覚支援学校幼稚部、香川県立視覚支援学校幼稚部）、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含み、月ぎめ契約に限る。）。なお、特別支援学校幼稚部以外の施設、児童発達支援を利用している場合は、こども保育教育課にお問い合わせください。
お子さん、保護者又は同居親族が障害者手帳の交付を受けている場合や特別児童扶養手当又は障害基礎年金を受給している場合	障害者手帳の写し 特別児童扶養手当認定通知書又は特別児童扶養手当障害認定通知書の写し 年金証書の写し
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し 上記書類が提出できない場合は、離婚日が記載された戸籍謄本若しくは抄本（写しでも可）又は事件係属証明書の写し
生活保護を受給している場合	生活保護受給者証（高松市が発行しているもの）の写し

② 市区町村民税所得課税証明書等

令和7年又は令和8年の1月1日時点で高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書等の提出が必要な場合があります。

保育料の算定又は副食費の免除判定のほか、利用調整における同点時の優先順位の判定（次ページの注意を参照）に用いることがあります。

2号認定・3号認定を希望する場合のみ必要な書類

○保育を必要とすることを証する添付書類（下表参照）

保護者及び子どもと同居の満15歳以上満65歳未満の者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除き、世帯分離している祖父母等を含む。）1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

保育を必要とする事由	添付書類
① 就労（自営業・内職を含む。） ※ パート、内定、育児休業復帰等を含む。	・ 就労証明書 ※ 子どもの父又は母が自営業（*）の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付 ※ 内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付
② 妊娠・出産	・ 妊娠・出産申立書 （母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付）
③ 疾病・障がい	・ 傷病・障がい等申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）
④ 介護・看護	・ 介護・看護申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）
⑤ 災害復旧	・ 被災証明書等
⑥ 求職活動	・ 求職活動申立書
⑦ 就学	・ 就学・技能習得等申立書 （在学証明書等及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付）
⑧ 虐待・DV	・ 公的機関が発行する、事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している	・ 就労証明書

* 子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業を含む。）をいいます。

○「重要事項確認書兼同意書」

・・・1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

《注意》

- ◆ 入所申込書に希望施設を記入する際は、利用希望施設の場所や保育内容、給食費、諸経費等、御自身で必要な情報を、事前に施設をお子さんと一緒に見学するなどして御確認ください（利用内定後の辞退は、他の申請者にとって非常に迷惑となりますので、利用申込の際は、十分に御検討いただき、辞退することのないよう御注意ください。）。
- ◆ **一度御提出していただいた書類は、原則、返却はできません。特に育児休業から復帰されるタイミングで入所を希望された方が待機になった場合は、申込書の写しの提出を就労先から求められることがありますので、控えが必要な場合はあらかじめコピーしておいてください。**
- ◆ 添付書類の写しは、保育を必要とする事由が明確に分かる部分をコピーし、御提出ください。
- ◆ 証明書類は原則として、申請受付日より過去3か月以内に証明されたものが必要です。
なお、令和8年4月入所の申込手続きには、令和7年10月以降に発行された証明書類が必要です。
また、保育を必要とすることを証する書類は、入所希望日時点の状況について証明するものが必要です。
- ◆ 利用調整（次ページ参照）においては、各施設の利用を希望するお子さんの世帯の状況等に応じて点数をつけますが、同点時には、保護者が養育している18歳未満の子どもの数や保護者の経済状況などで優先順位の判定をします。判定に必要な書類（例えば、保護者等の経済的状況（合計収入金額）の判定においては、転入者等の場合は、マイナンバー提供書の提出とは別に、所得課税証明書の提出が必要です。）が未提出の場合は、他の申請者が優先されます。
- ◆ 書類の記入に当たっては、黒又は青のボールペンを使用してください（消えるボールペンは使用しないでください。）。
訂正する場合は、訂正印（押印のない書類については、記入者のサイン）が必要です。修正液等による訂正はできません。

高松市保育施設等の利用調整
に関する要綱はこちら



4 保育施設等利用調整

(1) 利用調整・入所の承諾

入所を希望する子どもの人数が、その施設で入所可能な人数を超える場合などについては、高松市の保育施設等利用調整基準に基づき利用調整を行います。

利用調整とは、保育施設等の利用を希望するお子さんの世帯の状況や、提出書類などを総合的に判断し、優先度の高いお子さんから入所承諾を行うことです。

ただし、優先度が高くても、御希望の保育施設等に空きがないときなどは、入所できない場合や第2希望以降の保育施設等に入所内定することもありますので、御了承ください。

また、過去の保育料や保育所等給食費に未納がある場合（卒園児を含む。）や、入所内定を辞退した場合（申込児童の兄弟姉妹等の利用調整における行為を含む。）は、利用調整において優先度が大幅に下がることがありますので、御注意ください。

(2) 保育施設等利用調整基準

保育を必要とする事由			保護者の状況	保育の必要性
就労 (自営・内職を含む。) ※ 1			月実働 1 6 0 時間以上の就労を常態とする場合	高 ↓ 低
			月実働 1 4 0 時間以上 1 6 0 時間未満の就労を常態とする場合	
			月実働 1 2 0 時間以上 1 4 0 時間未満の就労を常態とする場合	
			月実働 1 0 0 時間以上 1 2 0 時間未満の就労を常態とする場合	
			月実働 8 0 時間以上 1 0 0 時間未満の就労を常態とする場合	
			月実働 6 4 時間以上 8 0 時間未満の就労を常態とする場合	
就学・技能習得等 ※ 1			日中、就学・技能習得等のため保育ができない場合	就労を準用
求職活動・自営準備			求職活動又は自営準備のため、日中の外出を常態とする場合	低
妊娠・出産			出産のため保育ができない場合	中
疾病・障がい	傷病	1 か月以上の入院又は入院見込み、常時臥床の場合		高 ↓ 低
		居宅内療養	1 か月以上安静を要すると診断された場合又は、日常生活動作に支障をきたしている場合	
			上記以外で通院加療が必要な場合	
	障がい等	「身体障害者手帳 1～2 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1～2 級所持」、「療育手帳④又は A 所持」、「介護保険の要介護度が 3～5」のいずれかに該当する場合		高 ↓ 低
		「身体障害者手帳 3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「療育手帳⑤又は B 所持」、「介護保険の要介護度が 1～2」のいずれかに該当する場合		
		「身体障害者手帳 4～6 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		
親族の介護・看護			親族の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付き添いのため保育ができない場合	就労を準用
災害復旧			災害により、実際に居住していた家屋が被災し、その復旧活動を行っている場合	高
虐待・D V			過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待又は暴力等を受け、又はそのおそれがある場合	高
その他			児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	※ 2

※1 就労内定及び就学・技能習得等予定の場合は、点数を減じて利用調整を行います。

※2 「その他」の類型は、当該児童・世帯の状況に応じて、個別に判断します。

5 保育施設等を利用するに当たっての注意事項

事前確認・利用申込

- ◆ アレルギーや発達について気になること、先天性疾患や慢性の病気がある場合は、あらかじめ希望する保育施設等に御相談ください。保育施設等によっては、食物アレルギー対応の給食の提供ができないところもあります。
- ◆ 次の項目等については、保育施設等によって異なります。「認可施設一覧（53ページ～）」やホームページ等を確認の上、お申込みください。
 - ・利用開始できる年齢（月齢）
 - ・保育時間
 - ・延長保育や土曜保育の実施の有無（お子さんの年齢によっても異なります。）
 - ・休所日（日曜日、国民の祝日、年末年始。これらの日以外にも休所日を設ける保育施設等もあります。）
 - ・利用者負担額又は給食費以外の費用
- ◆ 希望される保育施設等の保育方針を事前に確認（電話、見学等）をしてください。保育施設等によっては見学が必須の場合もあります。事前に保育施設等を確認して、お子さんと一緒に見学をしていただくようお願いします。
- ◆ 特別支援保育については、集団保育が可能で日々通所できる場合が対象となります。お子さんの心身に障がいがあると思われる場合は、受入体制等を考慮する必要がありますので、申込みの時に必ずお申し出ください。
- ◆ 育児休業取得中は保育施設等の利用はできません（育児休業取得時に、既に保育を利用している場合を除く。）が、入所する月の翌月末までに復帰することを条件に、育児休業取得中に利用申込をすることができます。
- ◆ 「下の子の保育に手が掛かるから」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身に付けさせるため」、「友だちがいないから」などの理由で保育施設等を利用することはできません。
- ◆ 上の子だけを保育施設等に預け、下の子は家で保育するということとはできません（育児休業取得時に、既に保育を利用している場合を除く。）。
ただし、祖父母等（祖父母等が同居している場合は65歳以上に限る。）が家庭内保育をする場合は、御相談ください。
- ◆ 申込時（4月利用申込の場合は、指定する日等）に、職員が御家庭の状況、保育を必要とする要件等について、聞き取りを行います。お子さんの様子を把握させていただきたいので、必ず保護者の方がお子さんとお越しくください。
- ◆ 利用申込の有効期限は、利用希望月の年度末までです。教育・保育給付認定有効期間内であれば、翌月以降も引き続き利用調整を行います（*）。
利用調整が不要になった場合は、「取下申立書」を提出し、利用申込を取り下げてください。
* 求職活動中の場合は、取下申立書の提出があるまで利用調整を行います。
- ◆ 利用申込後又は入所保留中に次に該当する場合（申込時と状況が変わった場合）は、速やかに御連絡、届出を行ってください。詳細は、17ページ「6 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続」を御参照ください。
 - ・保育施設等の利用申込を取り下げる場合
 - ・就労状況（就労先・就労時間の変更、勤務開始、育児休業の延長等）の変更
 - ・世帯状況（婚姻、離婚等）の変更
 - ・障害者手帳の取得、障害基礎年金の受給開始、生活保護の受給開始など

ワインで取下げができます。



利用開始後

- ◆ 保育施設等の利用開始当初は「ならし保育」があります（転所した場合もあります。）。最初から平常の保育時間で保育しますと、お子さんにとっては心身ともに負担になることがありますので、集団での生活に少しずつ慣れるように、ならし保育を行います。
 - ・ 第一段階として午前 11 時頃まで、第二段階として昼食後 12 時頃まで、第三段階で午睡の様子を見ながら、お子さんの状態に合わせて平常の保育時間になるようにしていきます。
 - ・ お子さんの状態により、ならし保育の期間は異なりますが、通常 2 ～ 3 週間程度です。
 - ・ 入所日より前にならし保育をすることはできません。
 - ・ ならし保育がある月も 1 か月分の利用者負担額又は給食費が必要となります。
- ◆ 食物アレルギー対応の給食が必要な場合は、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要です（詳細は、24 ページを御参照ください。）。)
- ◆ 保育利用の決定は月単位（暦月）で行います。
- ◆ 入所式、遠足（春・秋）、保育参観（年 1 ～ 3 回）、運動会、生活発表会、修了式などがあります。各保育施設等によって異なりますので、その都度、保育施設等からお知らせします。なお、保護者が参加できる行事もあります。
- ◆ 入所後に次に該当する場合は、速やかに保育施設等に御相談の上、届出を行ってください。必要書類は、次ページの「6 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続」を御参照ください。
 - ・ 就労状況（就労先・就労時間の変更、勤務開始、育児休業の延長等）の変更
 - ・ 世帯状況（婚姻、離婚等）の変更
 - ・ 障害者手帳の取得、障害基礎年金の受給開始、生活保護の受給開始など

《注意》

- ◆ 次の場合は、入所を取り消すことがありますので御了承ください。
 - ・ 入所月の 1 日時点で高松市内に居住していない場合（広域利用を除く。)
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があり、又は虚偽の申請があった場合
 - ・ 期限までに必要書類の提出がない場合
 - ・ 施設の管理、運営上支障がある場合
 - ・ 「保育の必要性」がなくなった場合 ・ ・ ※ 1
 - ・ 1 か月以上の通園が見込めない場合 ・ ・ ※ 2
 - ・ 保育料又は保育所等給食費の滞納がある場合

※ 1 保育の必要性については、1 年に 1 回、現況届を提出していただき確認を行います（詳細は、18 ページを御参照ください。）。)

※ 2 やむを得ない事情のある方は、こども保育教育課まで御相談ください。



6 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続

利用申込（入所保留中）又は利用開始後に、申込内容、保育を必要とする事由又は家庭状況に変更があった場合には、その都度必要書類を御提出ください。

提出先 申込中（入所保留中を含む。）の方：こども保育教育課に提出
入所中の方：入所している保育施設等の施設長を経由してこども保育教育課に提出

提出期限 申込中（入所保留中を含む。）の方：入所希望月の前月12日の17時
入所中の方：変更希望月の前月25日の17時
※ いずれも提出期限が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時まで

内容	必要書類等
保護者の婚姻・離婚、転居等により、世帯員に増減があった場合	・高松市教育・保育給付認定変更申請書 ・離婚の場合：離婚日が記載された戸籍謄本又は抄本（写しでも可）。も可離婚調停中の場合は、事件係属証明書の写し ・婚姻の場合：世帯に加わる方の保育を必要とすることを証する添付書類（12ページ）及びマイナンバー提供書等
お子さん、保護者又は同居親族が障害者手帳の交付を受けたり、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給対象になったりした場合	・高松市教育・保育給付認定変更申請書 ・障害者手帳、特別児童扶養手当認定通知書、特別児童扶養手当障害認定通知書又は年金証書の写し
生活保護を受給することになった場合	・高松市教育・保育給付認定変更申請書 ・生活保護受給者証の写し
ひとり親家庭で、児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証の交付を受けた場合	・高松市教育・保育給付認定変更申請書 ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し
利用申込、認定申請を取下げの場合	・取下申立書又はオンラインによる取下げ申立て 
利用申込後に希望施設を変更する場合	右の二次元コードから、オンラインで手続をしてください。 (令和7年度4月入所分からは、オンラインでのみ受付しています。お電話での受付はできませんので御注意ください。) 
保育を必要とする事由の変更（求職活動中→勤務内定等）の場合	・高松市教育・保育給付認定変更申請書 ・保育を必要とすることを証する添付書類（12ページ参照）
就労先・就労時間の変更に伴い、保育必要量（短時間→標準時間等）を変更する場合	・高松市教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書

※ 表の内容は変更申請が必要な例です。これら以外にも、認定内容に変更が生じた場合は、その都度、変更申請手続が必要となります。詳しくは、こども保育教育課までお問い合わせください。

《注意》

- ◆ 次の場合は、変更申請ではなく、新規の認定申請と利用申込が必要です。
 - ・ 1号認定を受けて幼稚園に通園しているが、保育を必要とする事由に該当し、保育施設等の利用を希望する場合
 - ・ 1号認定を受けてこども園を利用しているが、保育を必要とする事由に該当し、2号認定に切り替えを希望する場合
 - ・ 2号認定を受けて保育施設等を利用しているが、保育を必要とする事由に該当しなくなったため、1号認定への切り替えを希望する場合

7 現況届

2号認定・3号認定の教育・保育給付認定を受け保育施設等を利用している方について、世帯の状況や保護者の保育の必要性の確認のため、1年に1回、現況届及び御家庭の状況が分かる書類の提出を求めています（毎年10月下旬頃、入所施設を通じて御案内します。）。

- ◆ 現況届の提出がない場合、引き続き保育施設等の利用ができなくなります。
- ◆ 現況の確認と兼ねて、次年度の利用継続希望の有無も確認します。引き続き保育の必要性の事由に該当することが確認でき、現在利用中の施設を次年度も利用希望する場合は、原則として次年度も継続して施設を利用できます。
- ◆ 提出書類は、施設が確認することがあります。
- ◆ 証明書類は、現況届を提出する年度の10月以降に発行されたものが必要です。

8 保育施設等の転所・退所

（1）保育施設等の転所

保育施設等に入所後、他の保育施設等へ転所を希望する場合は、「転所・退所願」を入所している保育施設等へ提出してください。

「転所・退所願」は、保育施設等にあります。

※ 世帯に保護者以外の65歳未満の同居者（祖父母等（世帯分離している場合を含む。））がいる場合、転所願以外の書類の提出が必要な場合があります。

※ 「育児休業取得時に既に保育を利用している」事由の場合、転所する月の翌月末までに復帰することを条件に、育児休業取得中に転所申込をすることができます。

提出先

原則、入所している保育施設等の施設長を経由してこども保育教育課に提出

提出期限

転所（希望月の前月12日（土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日）の17時まで（こども保育教育課に必着）

転所希望者については、毎月、他の申込みの方とともに入所の利用調整を行います。保育施設等の入所可能な人数を超える場合等は、転所できないこともあり

ます。その場合は、現在入所中の保育施設等で継続入所したまま、令和8年度中（教育・保育給付認定有効期間内）は、翌月以降の利用調整の対象になります。

ただし、4月転所を希望する場合は、新規申込と同様の選考となります。そのため、入所保留となった場合は、どこの保育施設等にも入所できないことがあります。

転所内定の場合のみ、通知日（毎月20日（土・日曜日、祝日の場合は翌平日））に電話連絡します。

※ 転所内定後の辞退はできませんので、御注意ください。

（２）保育施設等の退所

年度の途中に、市外への転居や保育の必要がなくなった等の理由で退所する場合は、「転所・退所願」を入所している保育施設等へ提出してください。

「転所・退所願」は、保育施設等にあります。

提出先	原則、入所している保育施設等の施設長を経由してこども保育教育課に提出
-----	------------------------------------

提出期限	退所することが分かった時点で速やかに。遅くとも、退所する月の25日（土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日）の17時まで（こども保育教育課に必着）
------	---



9 利用者負担額（保育料）

（１）利用者負担額の概要

3歳児クラス以上の子どもの利用者負担額については、令和元年10月1日から導入された「幼児教育・保育の無償化」により、0円です。

2歳児クラス以下の子どもの利用者負担額については、お子さんと生計を同じくする父母及び扶養義務者（生計を維持している祖父母等）の市区町村民税の課税額により決定しております（生計を維持している祖父母等とは、同居（世帯分離を含む。）し、かつ父母が生計の中心者でない場合（父母の当該課税額の算定に係る収入の合計額が96.5万円以下）を指します。）。

4月分から8月分は前年度の市区町村民税額に基づいて算定し、9月分から3月分は当年度の市区町村民税額に基づき算定します。

なお、市区町村民税所得割額（退職手当等に係る所得割額を除く。）は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除（ふるさと納税を含む。）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などの税額控除が適用される前の金額を用います。

また、令和7年又は令和8年の1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。収入の申告がない方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告をされるまでは、利用者負担額が仮算定となります。

＜期別利用者負担額算定に伴う適用年度＞

令和7年度	令和8年度		令和9年度
9月分～翌年3月分 利用者負担額	4月分～8月分 利用者負担額	9月分～翌年3月分 利用者負担額	4月分～8月分 利用者負担額
令和7年度の 市区町村民税額で算定 (令和6年中の所得に対する税額)		令和8年度の 市区町村民税額で算定 (令和7年中の所得に対する税額)	

【利用者負担額の滞納がある場合】

市立・私立保育所及び市立認定こども園の利用者負担額は、法的に強制徴収の対象となります。

そのため、利用者負担額を納入しない場合は、地方税の滞納処分の例により、督促状や催告書を送付するとともに、財産の調査（金融機関や就労先への照会等）や、納入しない方の給与や預貯金等の財産を差し押さえることがあります。

事情により納入が遅れる場合には、必ずこども保育教育課へ御相談ください。

（２）利用者負担額の納入

利用者負担額は、口座振替又は銀行等の窓口にて納めていただきます。

口座振替は、手続が必要です。

お子さん 1 人につき申込書 1 枚を金融機関へ提出するか、インターネットから口座振替の申込ができる Web 口座振替受付サービスを御利用ください。

※ 口座振替は手続が完了した翌月から開始します。

※ 上のお子さんが口座振替の手続をしている場合でも、新たに入所されたお子さんについては、新規で口座振替の手続が必要です。

高松市ホームページの

「Web 口座振替受付サービスについて」はこちら→

高松市 Web 口座振替受付サービス

検索



口座振替は、各月の末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）に当月分を振替します。

現金納付の方は、利用者負担額が決定している期間の納付書を期毎（上半期 4 月～8 月分、下半期 9 月～3 月分）に一括発行いたします。

※ 直接契約施設（私立の認定こども園、小規模保育施設及び事業所内保育施設）を御利用の方は、納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

（３）利用者負担額の減免

次のような場合は、利用者負担額の減免が適用される場合があります。

- ・生計の中心者の長期の疾病、就労先の倒産、災害等で利用者負担額を支払うことが困難になった場合
 - ・お子さんが事故、疾病等の理由により長期にわたって欠席した場合 等
- 詳しくは、こども保育教育課までお問い合わせください。

《注意》

- ◆ 利用者負担額は、お子さんの年度の初日の年齢で算定し、入所した月から、毎月納めていただきます。
- ◆ 利用者負担額決定通知書等は、入所した月の中旬頃に施設を通じてお渡しします。
- ◆ 月の途中での退所・利用の取り止めや、欠席をした場合でも、その月の利用者負担額は全額納めていただきますので、御了承ください。

（４）3 歳児クラス以上の子どもの利用者負担額

令和元年 10 月 1 日から導入された「幼児教育・保育の無償化」により、3 歳児クラス以上の子どもの利用者負担額は 0 円 です。



(5) 2歳児クラス以下の子どもの利用者負担額

次の表及び備考1～備考4のとおりです。

各月初日に在籍する子どもに係る 教育・保育認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層 区分	定義		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留 邦人等自立支援法等による支援給付受給世 帯（いずれも単給世帯を含む。）		0	0
B	A 階層を除き、市区町村民税非課税世帯			
C 1	A 階層を除き、 市区町村民税均等割のみ課税世帯		15,000	14,700
C 2	割 A の階 層を 右除 のき 区、 分市 に区 該町 当村 す民 税所 得	1 円以上 48,600 円未満	18,000	17,600
C 3		48,600 円以上 58,000 円未満	23,000	22,600
C 4		58,000 円以上 97,000 円未満	30,000	29,400
C 5		97,000 円以上 134,000 円未満	38,000	37,300
C 6		134,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,700
C 7		169,000 円以上 301,000 円未満	49,000	48,100
C 8		301,000 円以上	53,000	52,000

備考1 C 1階層からC 8階層までに属する世帯のうち、次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 同一世帯において3人以上の子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が現に養育され、かつ、当該子どものうち出生順位が第3位以降の子ども：0円
- (2) 同一世帯において施設等（認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含み、月ぎめ契約に限る。）、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は児童心理治療施設）を利用している兄又は姉を1人有し、かつ、その兄又は姉が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合（※ただし、当該兄又は姉が1号認定子ども又は新1号認定子どもである場合を除く。）の出生順位が第2位の子ども：0円
- (3) 同一世帯において施設等（前2号に同じ）を利用している兄又は姉を1人有し、かつ、出生順位が第2位の子ども（※ただし、前号に該当する者を除く。）：利用者負担額表に定められた額の1/2の額

備考2 C1階層からC3階層（市区町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、特定被監護者等（年齢にかかわらず、教育・保育認定保護者と生計を一にするものであって、教育・保育認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者又は教育・保育認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属をいう。以下同じ。）が2人以上属する世帯である場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、この表及び備考1の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定被監護者等のうちの出生順位が第2位の子ども：利用者負担額表に定められた額の1/2の額
- (2) 特定被監護者等のうちの出生順位が第3位以降の子ども：0円

備考3 C1階層からC4階層（市区町村民税所得割の額が77,101円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯（特定世帯という。以下同じ。）である場合の利用者負担額は、この表、備考1及び備考2の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

- (1) 生活保護法に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障がい児(者)に限る。）
- (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給権者その他これに準ずる者（在宅障がい児(者)に限る。）
- (8) その他市長が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

利用者負担額（月額）	
保育標準時間	保育短時間
7,000	6,800

備考4 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、特定世帯であって、かつ、特定被監護者等が2人以上属する世帯である場合の、当該特定被監護者等のうち出生順位が第2位以降の子どもに係る利用者負担額は、この表及び備考1から備考3までの規定にかかわらず、0円とする。